新武蔵野クリーンセンター(仮称)整備運営事業低入札価格調査取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武蔵野市が発注する新武蔵野クリーンセンター(仮称)整備運営事業(以下「整備運営事業」という。)の契約で、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10の2第2項に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引に秩序を乱すことになるおそれがあって著しく不適当であると認められるときの取扱い(以下「低入札価格調査」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 低入札価格調査の対象となる契約は、整備運営事業に関する施設整備請負契約及び運営業務委託契約(以下それぞれ「施設整備請負契約」及び「運営業務委託契約」という。)とする。

(調査基準価格)

- 第3条 低入札価格調査を行う基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、次に掲げる金額とする。
 - (1) 予定価格について、当該予定価格の10分の 9 から10分の 7 までの範囲 内で市長が定める額
 - (2) 施設整備請負契約について、市長が定める額の10分の7の額
 - (3) 運営業務委託契約について、市長が定める額の10分の6の額 (予定価格調書への記載)
- 第4条 調査基準価格を定めたときは、予定価格調書に当該調査基準価格を 併せて記載するものとする。

(業者への周知)

- 第5条 入札の公告又は説明書に次に掲げる内容を記載するとともに、入札 参加者にその旨の周知を図るものとする。
 - (1) 施行令第167条の10の2第2項の規定の運用があること。
 - (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了方法及び結果 通知方法
 - (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、総合評価方式一般競争入札(施行令第167条の10の2第3項の総合評価方式一般競争入札をいう。以下同じ。)による落札者決定基準により、価格その他の条件が市に

とって最も有利な者であっても落札者とならない場合があること。

(入札の執行)

第6条 財務部管財課長(以下「管財課長」という。)は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札参加者に対して入札の保留を宣言し、落札者は後日決定するとともに、結果について公表する旨を告げて入札を終了する。

(委員会の調査)

第7条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、新武蔵野クリーンセンター(仮称)事業者選定委員会(以下「委員会」という。)において調査を行うものとする。

(調査の内容)

- 第8条 委員会は、必要に応じ、次に揚げる事項について、入札者から事情 を聴取するものとする。
 - (1) 施設整備費用
 - ア 当該価格で入札した理由
 - イ 入札金額の積算内訳
 - ウ 手持ち工事の状況
 - 工資材購入先
 - オ 就労者の供給見通し
 - カ その他必要事項
 - (2) 運営業務費用
 - ア 当該価格で入札した理由
 - イ 入札金額の積算内訳
 - ウ契約の履行体制
 - エーその他必要事項

(委員会の対応)

第9条 委員会は、前条に規定する調査の結果に基づき、契約の内容に適合した履行がなされないと認められる者又はその者と契約を締結することが公正な取引に秩序を乱すことになるおそれがあって著しく不適当であると認められる者(以下「低価格入札者」という。)であるか否かについて検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(市の対応)

- 第10条 市長は、前条の報告を受けたときは、遅滞なく次に掲げる措置を行うものとする。
 - (1) 調査の結果、低価格入札者でないと認める場合は、直ちに、総合評価方式一般競争入札による落札者決定基準により落札者を決定し、落札者

に落札した旨を通知するとともに、入札経過等を公表するものとする。

- (2) 調査の結果、低価格入札者であると認められた場合は、次に掲げる措置を行う。
 - ア 低価格入札者を除いた入札参加者の中で、総合評価方式一般競争入 札による落札者決定基準により落札者を決定する。
 - イ アによる決定がされたときは、直ちに、低価格入札者に対しては落 札者としない旨の通知を、落札者に対しては落札者となった旨の通知 をするとともに、入札経過等を公表するものとする。

(決定後の措置)

第11条 管財課長は、落札者を決定した場合においては、遅滞なく入札経過調書にその旨を記載するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査に必要な事項は、市 長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。